

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶ 低額による資産の譲渡と消費税の課税標準の算定について

(税理士 小沢 進)

**Q** 当社は外国法人の日本支店ですが、日本における事業は未だ立ち上げの段階で収益の計上はありません。したがって当期は消費税法上の課税売上高は3,000万円以下であることが予定されていました。当社の方針としまして、当期は課税売上3,000万円以下とすることが、中期的な税務の戦略上重要な方針とされています。

ところが、このたび本店からの指示により日本支店が有する設備の一部を日本に所在する当社グループの一員である内国法人に譲渡することになりました。この資産の時価は4,000万円相当であるため4,000万円の譲渡価額で譲渡した場合には、当期における課税売上高が3,000万円を超えることとなり、当初の予定と相違することとなります。そこで、当社としてはこの資産の譲渡価額を時価より大幅に低い2,900万円に設定し、当期の課税売上高を3,000万円以下に抑えることを検討しています。このような対応について税務上問題は無いでしょうか。

**A** 消費税法上課税資産の譲渡等に係る課税標準は課税資産の譲渡等の対価の額とされていますが、この対価の額は、原則として取引の当事者間で設定した対価によることとされています。したがって、その対価が時価に比して低額であったとしても課税売上高の算定は、当該当事者間で設定された譲渡価額によることとなります。

ご質問の場合、譲渡価額を2,900万円とされたのであれば、この金額に基づいて課税売上高が算定されますので、他に課税資産の譲渡がないとすれば、当期の課税売上高は3,000万円以下におさまることになります。

一方、法人税の所得金額の算定においては、当該譲渡価額は時価によることとなります。したがって、時価4,000万円と譲渡価額2,900万円との差額1,100万円は、貴社において所得に加算する必要があり、また寄付金としての処理がなされるものと思われれます。なお、譲受法人においても差額1,100万円は受贈益として所得に加算する必要があります。